

---

---

協同労働の協同組合法制化の早期実現を目指す市民集会（2005. 11. 25）

ILO 本部（国際労働機関） 協同組合部主任

# ユージェン・シュベットマン氏 の連帯メッセージ

---

---



労働者協同組合の組合員の皆さん

2002年6月20日ILO（国際労働機関）は、「協同組合促進」の193号勧告を採択しました。国際労働会議で日本の4人の代表（政府、労働者、使用者）はこの新しい勧告に全員異議なく賛成しました。勧告のパラグラフ4（a）は、「ILOの加盟国は発展水準に関わりなく、あらゆる国において協同組合の潜在力を促進するための措置を採用し、協同組合およびその組合員が所得を生む活動および持続可能なディーセントな雇用を創出し発展させ

ることを援助すべきである」と提言しています。

私たちは協同労働の協同組合がこの目標に貢献しており、政府がこの種の協同組合の促進を受け入れることが適切な法制の制定における最も重要なステップの1つであるということを強く信じています。

しかし、いまのところ日本には労働者協同組合法のための適切な法的枠組みが欠けたままです。その結果、こうした協同組合は大きな潜在力をもっていますが、ディーセントな仕事を創り、社会的保護を提供し、不利な立場におかれている人びとのグループにエンパワー（権限）を与えるようには効率的に活用されていません。そのため、私たちは日本政府が労協法をすぐに制定するようというあなた方の要求を強く支持します。この法は、協同労働の協同組合の法人申請や特別な性格、要求に合致した事業を行うことを可能にするものです。

ILOの協同組合部は、こうした法案作成に必要とされるどんな技術援助の提供も、また日本の労働者協同組合と社会的協同組合の将来的発展のための技術的支援の提供を用意する決意があります。